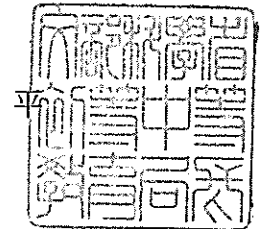




25受文科初第3214号  
平成26年2月12日

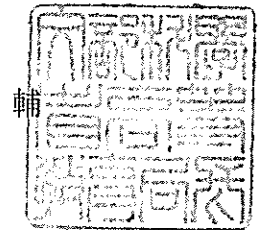
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各国公立大学長  
各公立短期大学長 殿  
各国公立高等専門学校長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第  
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
前川喜



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長  
吉田大輔



(印影印刷)

### 平成25年度「自殺対策強化月間」の実施について

平成26年2月7日付府政共生第117号により内閣府から依頼のあった「平成25年度『自殺対策強化月間』における啓発活動等の推進について」についてお知らせいたします。

自殺総合対策大綱において、3月を、「自殺対策強化月間」に設定し、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう、支援策を重点的に実施することと定められています。

つきましては、貴職におかれましても、この月間の趣旨を踏まえ、児童生徒及び学生の自殺予防に一層御配慮くださるようお願いいたします。

また、このことについて、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校（専修学校・各種学校を含む。）に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

(担当)

【児童生徒の自殺予防について（初等中等教育段階）】

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室  
生徒指導企画係

電話 03(5253)4111(内線3298)

FAX 03(6734)3735

E-MAIL s-sidou@mext.go.jp

【学生の自殺予防について（高等教育段階）】

高等教育局学生・留学生課 厚生係

電話 03(5253)4111(内線2519)

FAX 03(6734)3391

E-MAIL gakushi@mext.go.jp